

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会
定款に関する細則

第1章 本部及び支部関係（定款第2条、第3条関連）

（本部及び支部）

第1条 定款（第2条）上の主たる事務所を本部とする。

- 2 この法人は北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、関西、中国、四国、九州の9地域に支部を置くことができる。
- 3 支部は、例えば「公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 関東甲信越支部」と称することができる。
- 4 支部は法人の定款に準じ、役員の選任、任期、業務、経費の支弁等につき、支部の実情に応じた規約を定めなければならない。規約は会長の承認を得なくてはならない。
- 5 支部の業務及び会計は、法人の本部が包括する。

（支部長）

第2条 第1条第2項に規定された各々の地域の支部には、支部長を置くことができる。

- （2）支部長は、当該地域の支部正会員により、互選によって選ばれる。
- （3）支部長は第3条に規定された業務を統括し、その内容を第3条に規定された期日までに法人の本部に報告しなければならない。
- （4）第1条第2項に規定された地域の支部の支部長によって、支部長会を持つことができる。
- （5）支部長会の決議は、支部長の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- （6）支部長会は、その会議に提出された議案等を討議し、その結果を法人の本部の理事会に提案及び要望することができる。

（支部の報告業務）

第3条 支部は次の事項に関し、定められた期日までに法人の本部に報告しなければならない。

- （1）事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の1ヶ月前まで
- （2）事業報告及び決算報告は、毎事業年度終了後15日以内
- （3）本部主催で支部又は部会主管により事業を行う場合の事業計画及び収支予算については、事業開始の2ヶ月前までに、事業報告及び決算報告については、事業終了後1ヶ月以内
- （4）役員及び事務所の変更については、その都度
- （5）支部規約の改訂については、その都度
- （6）その他必要な事項については、その都度

（支部の運営費）

第4条 法人の本部は、当該年度の事業報告、決算報告及び次年度の事業計画、収支予算書を提出した支部に対し、次の基準で助成金を支給する。

- （1）助成金額は、4月1日より5月31日までに当該年度の会費を納入した支部の会員数に1,500円を乗じた額
- （2）6月1日より当該年度末日までに納入された分は、前号と同じ条件で次年度の助成金に加算する。
- （3）支部に対する助成金は、8月末日までに支給する。
- （4）当該支部において、当該年度中に支出した事業支出が10万円を超えなかった場合、次年度の助成金は支給しないことができる。
- （5）助成金を支給されなかった支部が、年間10万円以上の支出を伴う事業を実施すれば、翌年から助成金は復活支給する。

(部 会)

第5条 支部は当該地域内の都道府県に、部会を設けることができる。ただし、会長の承認を得なければならない。

2 部会は、例えば「公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 関東甲信越支部 東京都部会」と称することができる。

3 部会の業務及び会計は、支部が包括する。

4 支部が部会を設立、又は廃止する場合は、別紙第1の様式により速やかに会長に申請するものとする。

5 部会の設立を承認するに当たっては、会長は理事会の議決を経るものとする。

(部会に関する指針)

第6条 部会はこの法人の定款及び支部の規約に準じ、部会の実情に応じた規約を定めなければならない。規約は支部長の承認を得なくてはならない。

2 部会はこの法人の定款第2章の目的及び事業に定めるところにより、支部との連携のもとに各種事業を企画し実施する。

3 部会の運営費、事業費等は、支部からの助成金及び部会の事業収益等で賄う。

4 部会長は支部長に対して次の報告を提出するものとする。

(1) 次年度の事業計画及び収支予算

(2) 前年度の事業報告及び決算報告

(3) 役員及び事務所の変更

(4) 部会規約の改訂

(5) その他必要な事項

第2章 会員（定款第6条、第7条、第8条、第9条関連）

(正会員)

第7条 正会員になろうとする者は、別紙第2の様式により入会申込みをするものとする。

(名誉会員)

第8条 会長は理事会の承認を得た者を名誉会員とすることができる。

2 名誉会員の推薦は、次による。

(1) 会長の任期を終了した者

(2) 80才以上の正会員で、会員の在籍期間が20年以上の者

(3) 正会員で本協会に対する貢献が著しく、会長又は支部長からの推薦があった者

(4) 会員以外で、本協会に対する貢献が著しく、会長又は支部長からの推薦があった者

3 名誉会員は、称号としてこれを称することができる。

4 名誉会員は、会員名簿の中で別に示される。

(賛助会員)

第9条 賛助会員になろうとする者は、別紙第3の様式により入会申込みをするものとする。

(会費及び入会金)

第10条 年会費は会員の種別に応じて下記の各号とする。

(1) 正会員 15,000円

(2) 名誉会員 0円

(3) 賛助会員 50,000円(1口)

2 正会員の入会金は10,000円とする。

- 3 正会員が年度の途中において入会するとき、当該年度の会費は前項第1号の年会費を4月から9月までは全額、10月から3月までは半額を納入するものとする。
- 4 退会した正会員が再び入会しようとする場合は、第1号に準じて入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の特典)

第11条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 会員名簿に登載される。
- (2) 本協会が刊行する機関誌等を無料で配布を受けることができる。
- (3) 本協会が刊行する機関誌等に投稿することができる。
- (4) 本協会会員向けのホームページを閲覧することができる。
- (5) 本協会が出版元か又は媒介する出版物を優先的に購入することができる。
- (6) 本協会が主催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

(会費の使途)

第12条 第10条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の70%を当該年度の法人会計に使用する。

(任意退会)

第13条 会員が任意に退会しようとするときは、別紙第4の様式により退会届を提出するものとする。

- 2 第1項の場合、既納の入会金、会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。

(除 名)

第14条 会員除名が審議される総会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

- 2 会長は、会員除名を審議する30日前までに、当該会員に対し、弁明の機会が与えられることを通知する。
- 3 当該会員が弁明しないことを表明した場合、又は当該総会に出席しなかった場合は、弁明の機会を失うものとする。

第3章 役員（定款第19条、第21条、第22条、第25条関連）

(選挙管理委員会)

第15条 役員選挙を公正に実施するため、名誉会員または正会員（役員を除く）により選挙管理委員会を構成する。

- 2 選挙管理委員の選任は、人格が高潔で選挙に関し公正な識見を有することを踏まえ、会長が指名し、理事会の決議による。
- 3 同委員会の委員の人数は4名とする。
- 4 同委員会の委員の任期は2年とする。なお、役員選挙が実施される年の翌年ごとに選任するものとする。
- 5 同委員会は互選で委員長を選出する。
- 6 委員に選任された者が次期役員選挙に立候補する場合は、事前に会長に申し出、立候補受付開始日をもって退任する。
- 7 委員が退任し、委員会の人数が定数未満となった場合は、会長があらたに委員を指名し、理事会の承認をもって選任する。
- 8 同委員会の委員長は、必要に応じて選挙管理委員会を招集する。
- 9 同委員会の決議は、3人以上の委員が出席し、過半数の同意をもって行う。
- 10 選挙管理委員会の主な業務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事選挙の立候補について、その受付の開始及び締切りの期日を決定する。
 - (2) 立候補者の受付締切り後、立候補者を確認する。
 - (3) 候補者の追加が必要と認められた場合は、正会員に対し公開の方法で補充するよう、会長に進言する。
 - (4) 役員の選任が、定款第21条、第22条によって定められた方法により、公正に行われるよう管理する。
 - (5) 公正な選挙が実施されるよう、常に選挙制度について検討し、協議する。
 - (6) 役員選挙の実施にあたっては、立候補者やその関係者が選挙規定に違反していないか、管理監督する。
 - (7) 万一、選挙規定違反を行った者がいた場合は、直ちに会長に報告し、直近に開催される理事会において、違反者への対応を検討するよう進言する。
- 11 選挙管理委員会は、委員会規程に定めるところの他の業務執行委員会とは異なり、会長直属の機関として位置付けし、委員会規程による制限等は受けないものとする。
- 12 選挙の管理における事務を担当するため、選挙管理委員会事務局を設置する。選挙管理委員会事務局の事務局長については、JBA事務局長が兼務する。また事務局員については選挙管理委員会委員長が正会員の中から指名する。

(理事又は監事の欠員)

- 第16条 理事の過半数が辞任した場合は、会長は3ヶ月以内に総会を招集し、新理事を選任するものとする。
- 2 理事又は監事が欠員になった場合は、直近の総会で補欠理事又は監事を選任する。この場合後任が決定されるまでの期間、なお理事又は監事としての権利義務を有する。補欠理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

第4章 役員等の報酬並びに費用に関する支給基準（定款第27条関連）

(定義等)

- 第17条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事（会員以外から選出した監事を含む）をいい、名誉会長、顧問、相談役と併せて役員等という。
 - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、役員等が職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第18条 役員等の定例月額報酬、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(費用の支給)

- 第19条 第17条第3号に定める費用は、会長が理事会の承認を得て別に定める「支払いに関する規定」に基づき支給する。

(謝金等の支給)

- 第20条 本協会主催の事業等に関する講師等の謝金は、会長が理事会の承認を得て別に定める「支払いに関する規定」に基づき支給する。

(公 表)

第21条 本協会は、第17条から前条までの規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項及び第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第5章 顧問及び相談役（定款第28条関連）

(顧問及び相談役)

第22条 顧問及び相談役は、次に該当する者の中から選任する。

(1) 顧問

会長及び理事に対して進んで意見を述べ、本協会の発展のため積極的に指導、助言が期待できる者

(2) 相談役

会長の諮問に応じて意見を述べ、本協会の発展に資する情報の提供が期待できる者

第6章 褒賞及び表彰等

(永年会員に対する表彰)

第23条 正会員の期間が20年を経過した者に対して、会長は特別表彰状を贈ることができる。

(功労者に対する表彰等)

第24条 本協会の発展に特に功労のあった者で会長または支部長からの推薦があり理事会で承認された者に対して、会長は特別功労賞または感謝状を贈ることができる。

第7章 雑 則

(細則の制定)

第25条 この細則は、理事会の議決により制定される。ただし、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、理事会の議決を経、総会の承認を得なければ発効しない。

(細則の改定)

第26条 この細則は、理事会の議決により改定される。ただし、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、理事会の議決を経、総会の承認を得なければならない。

(補 則)

第27条 この細則に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則 この細則は、平成23年9月1日より施行する。

2 この細則の一部変更は、平成24年6月5日より施行する。

3 この細則の一部変更は、平成24年6月23日より施行する。

4 この細則の一部変更は、平成27年3月17日より施行する。

5 この細則の一部変更は、平成29年6月17日より施行する。

6 この細則の一部変更は、令和2年3月16日より施行する。

7 この細則の一部変更は、令和2年4月1日より施行する。

8 この細則の一部変更は、令和3年6月19日より施行する。

会 長	副 会 長	副 会 長	本部事務局長

支 部 長	部 会 長

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会会長 殿

部会設立（廃止）申請書

支部名		申請内容（A、Bを○で囲む） A. 部会設立申請書 B. 部会廃止申請書 申請日 令和 年 月 日
支部役員名	支部長名	
	幹部名（役職も記入）	
事務局長名		部会会員数 名
設立（廃止）部会名		部会設立（廃止）理由
部会役員名	部会長名	
	幹部名（役職も記入）	
事務局長名		
設立（廃止）部会所在地 (〒)		電話番号 FAX番号 メールアドレス
当該部会の前年度実施事業（実施していない場合は、“実施していない”と書く）		
当該部会の前年度の事業支出額 (支出していない場合は、——— を引く) ¥		当該部会の前年度末の残高合計 (残金がない場合は、——— を引く) 年度末の現金＋預貯金 ¥
設立部会の運営資金について		
廃止部会の残金処理について		



公益社団法人日本吹奏楽指導者協会

入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会会長 殿

此の度貴協会に正会員として入会を申込みます。

ふりがな			
氏 名		⑩	
(英字)	(姓)	(名)	
生年月日	年 月 日 (歳)		
自 宅	住 所	(〒)	
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
勤 務 先	勤務先名		
	住 所	(〒)	
	電話番号	FAX番号	
専門分野			

正会員として適格と認め推薦します。

推薦者氏名	⑩	会員番号	
住 所	(〒)		

(本部欄)				承認印
会員番号		分 野		
登録年月日	令和 年 月 日	摘 要		

学歴

年 月	学校名
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

職歴

年 月	職種等
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

指導実績

受賞歴等

宣誓

私は反社会的勢力に参画しておりません。

令和 年 月 日 署名 _____



公益社団法人日本吹奏楽指導者協会

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会会長 殿

貴協会の活動の趣旨に賛同し、賛助会員として申込みます。

入 会 申 込 者	企 業	会 社 名			
		代表者名	印		
		担当者名			
	個 人	氏 名	印		
所 在 地	住 所	(〒)			
	電話番号		FAX番号		
メールアドレス					
ホームページ(URL)					
申 込 口 数		口			
業務内容（企業の場合）					
職 業（個人の場合）					

(本部欄)				承認印
登録年月日	令和 年 月 日	備考		

退 会 届

令和 年 月 日

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会会長 殿

私は此の度下記の理由により退会いたします。

(記述欄)

会員番号：

氏 名：



住 所：（〒 ）

※退会届を提出する際は、会員証を添えてください。

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会
支払いに関する規定

この規定は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会の理事、監事（会員以外から選出された監事を含む）、名誉会長、名誉会員、正会員、顧問、相談役に一律に適用するものとする。

なお、当協会の事業並びに会議等、協会からの依頼による非会員にも適用とする。

1 日当等

(1) 業務日当

業務時間	日 当
1 時間	1, 0 0 0 円
5 時間超	5, 0 0 0 円

(2) 会議日当

会議時間	日 当
1 時間	1, 0 0 0 円
2 時間以上 4 時間以内	2, 0 0 0 円
4 時間超	3, 0 0 0 円

(3) 交通費

業務、会議、打合せ等	交通費
居住地から業務、会議、打合せ場所までの公共交通機関の乗車料金を支払うものとする。乗車料金は、鉄道運賃（特急料金を含む）、バス運賃、船運賃、航空運賃をいう。交通費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により計算する（グリーン車・グランクラス・ビジネスクラス等の料金は自己負担とする。）乗車料金の領収書や切符、乗車証明書等の提出をもって決済とする。	実 費

(4) 業務、会議に伴う食費 会長の承認を必要とする。

回 数	食 費
1 回につき	2, 0 0 0 円以内

(5) 出張日当（海外）

出張日数	日 当
実働	1 日につき 1 0, 0 0 0 円

実働対象業務については、該当の委員会より会長へ打診し、最終判断は会長が決定する。

(6) 宿泊費（国内） 会長の承認を必要とする

業務、会議等	宿泊費（国内）
業務、会議のために会長が必要と認めた宿泊数	実 費 (1 泊につき 1 2, 0 0 0 円を上限とする。特別の理由で会長が認めた場合はその限りではない。当該ホテルの見積書もしくは領収書の提出をもって決済とする。ツアー等を利用する場合はツアー見積書の提出をもって決済とする。)

(7) 宿泊費（海外） 会長の承認を必要とする

業務、会議等	宿泊費（海外）
業務、会議のために会長が必要と認めた宿泊数	実 費 (1泊につき15,000円を上限とする。特別の理由で会長が認めた場合はその限りではない。当該ホテルの見積書もしくは領収書の提出をもって決済とする。ツアー等を利用する場合はツアー見積書の提出をもって決済とする。)

(8) 本部主催の特別な行事、レセプションなどに掛る費用は、会長がその都度決める。

2 謝金等（税込）

金額については、該当の委員会より会長へ打診し、最終判断は会長が決定する。

(1) 審査料（一律）

- ① 4時間以内 上限 30,000円
- ② 4時間超 40,000円

(2) 講演料、講師料、講座料

- ① 1時間 12,000円（1時間を超える時は30分6,000円で換算し超過分実費加算する）
伴奏者はその限りではない。
- ② 指揮法講習会 50,000円

(3) 演奏謝礼

- ① 社会人バンドフォーラム出演料 50,000円
複数団体の場合も総額50,000円とする。

(4) 紀要等原稿執筆料（一律）

- ① 1件につき800字以上 10,000円
- ② 1件につき800字未満 7,000円

(5) 吹奏楽ゼミナール事前準備手当

内 容	手 当
吹奏楽ゼミナール準備作業手当	上限 30,000円

(6) 認定試験事前準備手当

内 容	手 当
認定試験課題作成作業手当	上限 40,000円

(7) 認定試験に関する採点料

- ① 理論筆記試験 採点者1名につき5,000円
- ② 編曲作品試験 1作品につき1,000円
- ③ 小論文試験 採点者1名につき5,000円

3 慶弔費（☆印は、会長がその都度決める）

対 象	本人（香典）	本人（供花）	配偶者（香典、供花）
顧 問 相 談 役 名誉会員	10,000円	☆	☆
正 会 員	☆	☆	
賛助会員 (企業代表)	☆	☆	

なお、会長が認めた場合は、会員以外にも適用させることができる。

4 その他

各種委員会での新規事業等に関する支払いは、委員会より理事会に打診、理事会の決議により決定することとする。

5 附 則

この規定の一部変更は、令和6年9月25日より施行する。